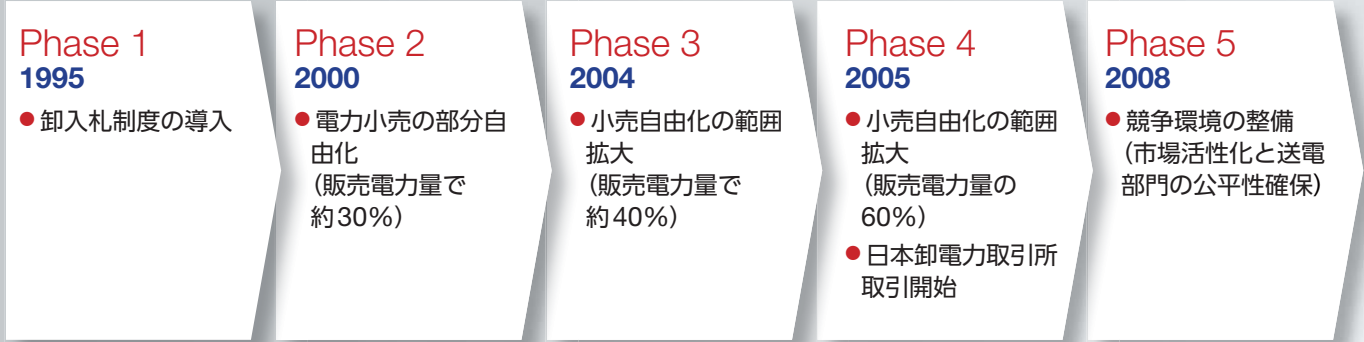


これまでの電力自由化の流れ

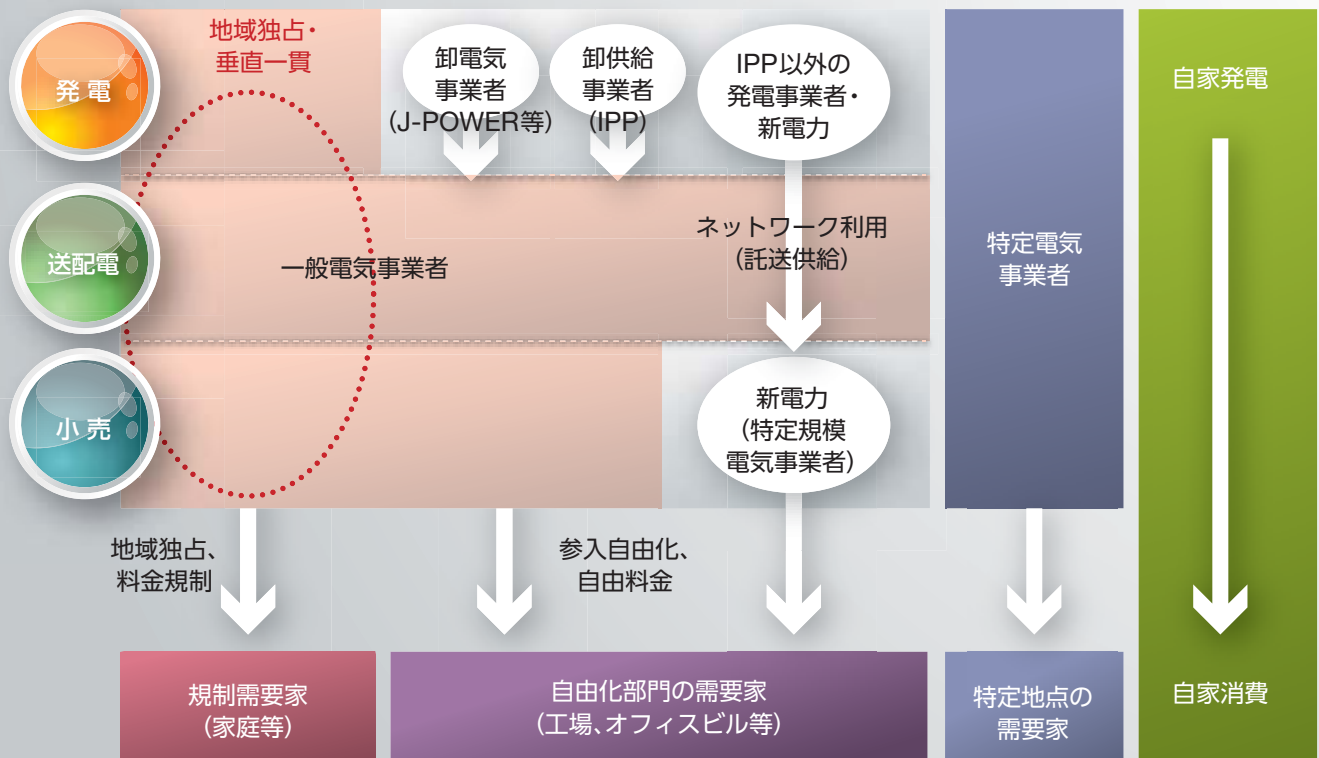


これまでの電力供給システム

現在の日本の電気事業は、伝統的な垂直統合型の「一般電気事業者」、一般電気事業者へ電気を供給する当社を含む「卸電気事業者」と「卸供給事業者」および「新電力(特定規模電気事業者)」等から成り立っています。このうち、卸供給事業者および新電力は、電気事業制度の自由化の流れの中で、

1995年以降、電気事業法の改正により制度化された事業者で、電力会社以外の事業者が電力会社への卸供給や電力小売に参入できるようになりました。また、2005年からは日本卸電力取引所(JEPX)での電力取引も開始されています。

現在の電力供給システム



出所: 「電力システム改革後の電力産業の姿について」(総合資源エネルギー調査会) から作成

新たな電力システム改革の流れ

第1段階 2015

- 広域的運用推進機関の設立

第2段階 2016

- 電力小売の全面自由化
- 卸規制の撤廃

第3段階 2018～2020年*1

- 送配電部門の法的分離
- 小売料金の全面自由化

東日本大震災後の電力システム改革

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に発電コストが増高し、電力需給が逼迫する中で、政府はエネルギー政策を再構築していく一環として、電力システム改革を進めています。

電力システム改革の目的は、「安定供給を確保すること」、「電気料金を最大限抑制すること」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大すること」の3つです。これらの目的を達成するべく電力システム改革は、「広域系統運用の拡大」、「小売及び発電の全面自由化」、「法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保」の3段階で進められます。

これまで、2013年4月に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」に基づき、2013年11月および2014年

6月に電気事業法が改正され、広域的運用推進機関の設立(2015年)と、小売全面自由化および卸規制の撤廃(2016年)が決定されました。卸規制の撤廃により、一般電気事業者への卸供給に係る料金規制*2等は廃止され、発電の全面自由化が図られます。

今後も制度改革のさらなる詳細検討が行われるとともに、送配電部門の法的分離や電気小売料金規制の見直し(2018～2020年*1)に向けた法改正への準備が進められます。

*1 電気料金の全面自由化を2018～2020年までの間に実施することとした場合には、適正な競争関係が確保されていないこと等の理由により電気の利用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときに限り、その実施時期を見直すこととされています。

*2 一定の規模・期間を超える一般電気事業者に対する電気の供給は、原価主義により料金を算定し、経済産業大臣に届け出ることとされていました。

改革後の電力供給システム



出所:「電力システム改革後の電力産業の姿について」(総合資源エネルギー調査会)から作成